日本セーリング連盟 会員登録のご案内

東京ヨットクラブは、日本セーリング連盟（ＪＳＡＦ）より特別加盟団体と認定されており
ＪＳＡＦ会員受付（メンバー登録）を行っております。

日本セーリング連盟の会員となるために特別の資格や条件は必要ありません。スポーツとしての
セーリングを愛好し活動されている方であれば誰でも登録することができます。

1. 会員登録するには

連盟に会員登録する為には、まず日本セーリング連盟に加盟する団体のいずれかに加盟する
ことが条件です。東京ヨットクラブ会員や関係者は、原則として、特別加盟団体東京ヨットクラブを
通してのＪＳＡＦ会員登録を行うこととなります。

ＪＳＡＦ会員登録に関するサイト　http://www.jsaf.or.jp/hp/membership/account

- 会員登録及び更新は、上記のＵＲＬから下記のＵＲＬにアクセスしてお申し込みになれます。
  加盟団体は、プルダウンメニューから東京ヨットクラブを選択してください。

  新　規　　https://kaiin.jsaf.or.jp/

  更　新　　https://kaiin.jsaf.or.jp/auth/login

- **会員登録をされている方は自動的に次年度を継続され更新されます。**

- 登録マニュアルはこちら
  http://www.jsaf.or.jp/soumu/2015/manual_member_1_1.pdf

すでに会員登録をされている方は自動的に次年度を継続され更新されますが、会員登録した内容に
変更がある場合は、更新サイトへアクセスして会員ログイン後【１．会員情報の閲覧、変更】を
クリックし登録内容を確認・変更を行い、最後に【更新】ボタンをクリックしてください。
なお､ご質問や更新に伴うパスワードが分からない方は､下記 JSAF 担当委員までご連絡ください。

2. 登録料【基本会費】（４月１日～３月３１日まで）

- 一般メンバー　（１年）　６，５００円
- 大学生メンバー　（１年）　５，５００円　＜県連加盟のみ＞
- 高校生メンバー　（１年）　２，０００円
- ジュニアメンバー（１年）　１，５００円

上記は日本セーリング連盟の基本会費ですが､東京ヨットクラブ会員や関係者はこの金額となり
ますので、各自にて関連サイトへログインし会費の支払手続きを行ってください。
※　３月１日以降に更新サイトにログインすると、新年度の会費支払手続きが可能になります。
※　一度納入されました会費につきましては、原則として返金いたしませんのでご注意ください。

3. 担当者連絡先

- 担当者名　東京ヨットクラブ　JSAF 担当委員長　宮川昌久
- メー ル　conste-cib@umin.ac.jp

4. 会員登録すると

- 電子会員証が発行されます。日本セーリング連盟メンバーであることを証明し、公式競技参加資格となります。
- 傷害保険が適用されます。
- 会費の一部が保険料として傷害保険に加入登録され、セーリングの事故による死亡、後遺障害が補償されます。
- 会報が送付されます。
- ＪＳＡＦの機関誌「Ｊ－Ｓａｉｌｉｎｇ」が送られてきます。ルールの改正や、計測規則の解説等々メンバーに対する公式伝達事項が掲載され、各地の競技案内、レース結果の公示とともに、メンバー相互の情報交換の場として活用されています。
- メールアドレスを登録するとＪＳＡＦからの各種ご案内を受け取ることができます。
- 各種講習会・指導会に参加できます。
  バッジテスト・安全指導講習会・計測講習会等に参加することができ、公認指導員や公式審判員・公式計測員になることもできます。

なお、平成２９年度（２０１７年）ＪＳＡＦカード会員証について 平成２６年度ＪＳＡＦ会員管理新システム稼働開始から２年が経過し、電子会員証閲覧の条件である会員メールアドレスの登録数が増加し、大半の会員各位において電子会員証の利用が可能な状況となっておりますので、
平成２９年度以降のカード式会員証は廃止とします。 電子会員証のＰＤＦダウンロード化、発行方式の変更は平成２８年１２月１５日より開始されています。

5. 会員登録者の義務

- 連盟への会員登録は自動的に次年度を継続されます。よって連盟を脱退しようとするものは、書面にて年度末３月３１日までに届けなくてはなりません。
- 連盟会員登録料は原則として継続の場合４月末までに連盟に納入されていないといけません。
  加盟団体には３月末までに支払います。新規登録の場合は加入日の翌月の１０日までです。
- 連盟は登録費用の連盟への到着が支払い期限の６ヶ月を過ぎても支払い確認ができない場合には登録を取り消すことができます。加盟団体へ支払っても連盟に納入されない場合があります。
  おかしいと思われる場合には、所属する加盟団体に問い合わせください。
- 会員登録をしたものは連盟の定めるルール、運営規則及び連盟の決定事項を尊守しなければなりません、もし尊守を怠り、または連盟の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の決議を経て登録を取り消す場合があります。

6. 艇登録するには

- 艇登録を希望する会員は、
  https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/gaiyou/teitouroku_kisoku より
  外洋艇登録申込書（様式第１号）に所要事項を記入し、登録料および登録番号（セール番号）に関する登録時念書（様式第５号）を添えて、直接連盟事務局に提出してください。
  事務処理が終了すると固有の登録番号（セール番号）記載の登録証明書（様式第２号）の交付を受けます。

- 艇登録料金は3000円/年です。
- 不明な点は、事務局の寺澤さん(03-3481-2357)にお尋ねいただくと親切に教えてもらえます。

以上